

○江南丹羽環境管理組合の訓令等の準用に関する規程

〔昭和 50 年 11 月 17 日〕
訓 令 第 1 号

改正 昭和 57 年 3 月 31 日 訓令第 1 号

昭和 60 年 4 月 22 日 訓令第 1 号

平成 19 年 3 月 27 日 訓令第 1 号

江南丹羽環境管理組合の訓令等は、当該組合の定めるものを除くほか、次の各号に掲げる江南市の訓令、訓、内訓及び達を準用する。

- (1) 江南市文書取扱規程（昭和 37 年江南市訓令第 5 号）
- (2) 江南市公文例規程（昭和 37 年江南市訓令第 3 号）
- (3) 江南市決裁規程（昭和 37 年江南市訓令第 6 号）
- (4) 江南市公印規程（昭和 29 年江南市訓令第 1 号）
- (5) 江南市職員の職名に関する規程（昭和 60 年江南市訓令第 3 号）
- (6) 江南市職員服務規程（昭和 37 年江南市訓令第 1 号）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 22 日訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。